

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第20号

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成19年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前		
<p data-bbox="204 734 657 770">別表第7（第4条第1項関係）</p> <table border="1" data-bbox="204 781 817 846"><tr><td data-bbox="268 792 331 828">(略)</td></tr></table> <p data-bbox="204 857 268 893">備考</p> <p data-bbox="204 1095 817 1249">1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。</p> <p data-bbox="204 1395 817 1485">2 この表において「住戸部分」とは、<u>共同住宅等の住戸の部分</u>をいう。</p> <p data-bbox="204 1509 817 1664">3 この表において「共用部分」とは、<u>共同住宅の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分</u>をいう。</p> <p data-bbox="204 1688 347 1724">4 (略)</p> <p data-bbox="204 1749 817 2016">5 共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸部分に係る認定申請をする場合<u>住戸部分と共用部分の設計一次エネルギー消費量(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消</u></p>	(略)	<p data-bbox="849 734 1302 770">別表第7（第4条第1項関係）</p> <table border="1" data-bbox="849 781 1461 846"><tr><td data-bbox="912 792 976 828">(略)</td></tr></table> <p data-bbox="849 857 912 893">備考</p> <p data-bbox="849 916 1461 1070">1 この表において「<u>一戸建ての住宅</u>」とは、<u>住戸部分以外の部分を有しない一戸の住宅</u>をいう。</p> <p data-bbox="849 1095 1461 1361">2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、<u>住戸部分以外の部分(共用部分を除く。)</u>を有しないものをいう。</p> <p data-bbox="849 1395 1461 1485">3 この表において「住戸部分」とは、<u>人の居住の用に供する部分</u>をいう。</p> <p data-bbox="849 1509 1461 1664">4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段<u>その他の共用部分</u>をいう。</p> <p data-bbox="849 1688 992 1724">5 (略)</p> <p data-bbox="849 1749 1461 2016">6 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の<u>手数料の額は、次に掲げる手数料の額の合計額とする。この場合</u></p>	(略)
(略)			
(略)			

費量（1年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量の熱量を換算したものをいう。）をいう。以下同じ。）を合わせて算定するときの手数料の額は、次に掲げる手数料の額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 住戸部分の手数料の額

(2) 共用部分の床面積に応じた手数料の額

6 共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸部分に係る認定申請をする場合で共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しないときの手数料の額は、住戸部分の手数料の額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

7 複合建築物（住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下同じ。）について、当該建築物全体又は当該建築物の全体及び住戸の部分の認定申請をする場合の手数料の額は、次の各号に定める場合にあつては、各号に定める額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」

において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額

(2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の額

7 複合建築物（住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。以下同じ。）について、当該建築物全体の認定申請をする場合又は当該建築物の住戸部分及び当該建築物全体の認定申請をする場合の手数料の額は、当該建築物の形態に応じて、第1号及び第4号の額の合計額又は第

と読み替えるものとする。

(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合の手数料の額は、次のア及びエの額の合計額とする。

ア 一戸建ての住宅の手数料の額

イ 総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額

ウ 共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の額

エ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の額

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分と共用部分の設計一次エネルギー消費量を合わせて算定する場合の手数料の額は、前号のイからエまでの額の合計額とする。

(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合の手数料の額は、第一号のイ及びエの額の合計額とする。

8 複合建築物について、当該建築物の住戸の部分の認定申請をする場合の手数

2号から第4号までの額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 一戸建ての住宅の手数料の額

(2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額

(3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の額

(4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の額

8 複合建築物について、当該建築物の住戸部分の認定申請をする場合の手数料

料の額は、次の各号に定める場合については、各号に定める額とする。

(1) 一戸建ての住宅の用途に供する部分を有する場合の手数料の額は、一戸建ての住宅の額とする。

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する場合の手数料の額は、認定申請をする住戸部分の戸数に応じた住戸部分の額とする。

別表第 8 (第 5 条第 1 項関係)

(略)

備考

1 及び 2 (略)

3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

4 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。

5 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸以外の部分をいう。

6 (略)

7 (略)

の額は、当該建築物の形態に応じて、一戸建ての住宅の手数料の額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額とする。

別表第 8 (第 5 条第 1 項関係)

(略)

備考

1 及び 2 (略)

3 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない一戸の住宅をいう。

4 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。

5 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。

6 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。

7 (略)

8 (略)

8 複合建築物(住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下同じ。)について、当該建築物全体又は当該建築物全体及び住戸の部分の認定申請をする場合の手数料の額は、次の各号に定める場合については、各号に定める額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合の手数料の額は、次のア及びエの額の合計額とする。

ア 一戸建ての住宅の手数料の額

イ 総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額

ウ 共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の額

エ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の額

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分と共用部分の設計一次エネルギー消費量を合わせて算定する場合の手数料の額は、前号のイからエまでの額の合計額とする。

(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しな

9 複合建築物(住戸部分及び住戸部分以外の部分(共用部分を除く。))を有する建築物をいう。以下同じ。)について、当該建築物全体の認定申請をする場合又は当該建築物の住戸部分及び当該建築物全体の認定申請をする場合の手数料の額は、当該建築物の形態に応じて、第1号及び第4号の額の合計額又は第2号から第4号までの額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 一戸建ての住宅の手数料の額

(2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額

(3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の額

い場合の手数料の額は、第一号のイ及びエの額の合計額とする。

9 複合建築物について、当該建築物の住戸の部分の認定申請をする場合の手数料の額は、次の各号に定める場合については、各号に定める額とする。

(1) 一戸建ての住宅の用途に供する部分を有する場合の手数料の額は、一戸建ての住宅の額とする。

(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する場合の手数料の額は、認定申請をする住戸部分の戸数に応じた住戸部分の額とする。

10 共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸部分に係る認定申請をする場合で住戸部分と共用部分の設計一次エネルギー消費量を合わせて算定するときの手数料の額は、次に掲げる手数料の額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 住戸部分の手数料の額

(2) 共用部分の床面積に応じた手数料の額

(4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の額

10 複合建築物について、当該建築物の住戸部分の認定申請をする場合の手数料の額は、当該建築物の形態に応じて、一戸建ての住宅の手数料の額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額とする。

(新設)

(新設)

11 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の額は、次に掲げる手数料の額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の額

(2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数

<p>1 1 <u>共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸部分に係る認定申請をする場合で共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しないときの手数料の金額は、住戸部分の手数料の金額とする。この場合において、この表中の「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</u></p> <p>1 2 (略)</p>	<p>料の額</p> <p>1 2 (略)</p>
--	---------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市整備部建築指導課)